

ひとり親世帯とひとり親世帯以外の世帯で要件が異なります 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給

問申 子ども幸福課 本3階
☎(23)8932

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯への生活支援として給付金を支給します。

【ひとり親世帯以外(その他世帯)の方】

●対象者…次の①・②の要件の両方に該当する方

①養育要件(次の①・②いずれかに該当する方)

①児童手当受給児童または特別児童扶養手当受給児童を養育している方

②令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(一定の障害がある場合は20歳未満)を養育している方

※令和4年4月1日～令和5年2月28日までに生まれる新生児も対象です。

②所得要件(次の①・②いずれかに該当する方)

①令和4年度の住民税均等割が非課税である方

②新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和4年1月以降の収入が住民税均等割非課税相当となった方

※目安として、令和4年1月1日以降の任意の1か月の収入が非課税世帯と同水準の方(上図参照)

●支給額…児童1人当たり5万円

●支給日…①申請不要の方(下図参照)…7月8日☎に支給(令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者の方) ※対象者には通知が届きます。

②申請が必要な方(下図参照)…申請翌月25日に支給(休日の場合はその前日の平日に支給)

●注意事項…すでに低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)の支給を受けた児童は支給対象とはなりません。

※申請方法などの詳細は、市ホームページまたは子ども幸福課でご確認ください。



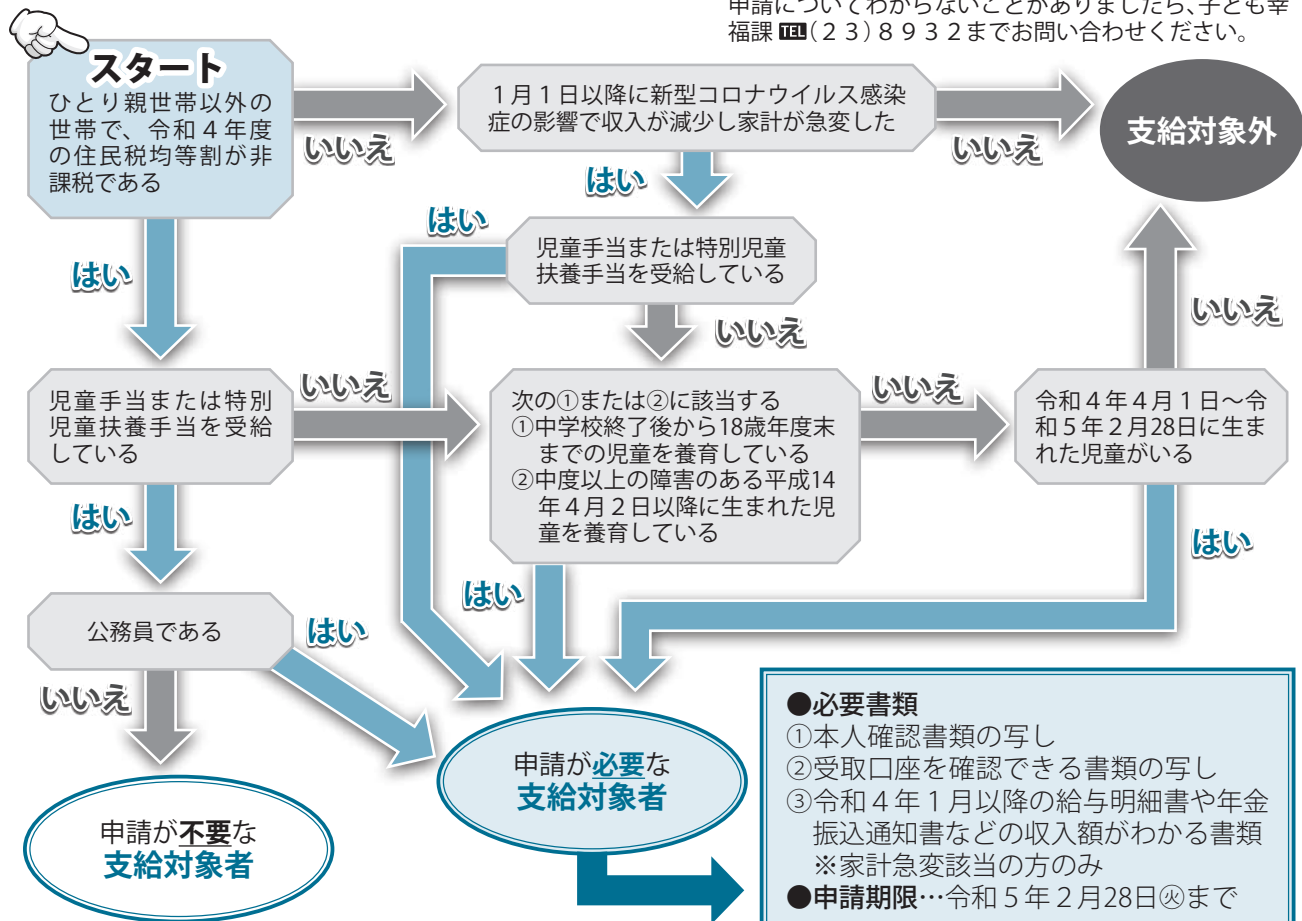
【非課税世帯水準の目安】

家族構成(例)	収入が高い方の1か月の給与収入基準額	収入が高い方の1か月の事業所得基準額
本人+子1人	11万5,000円以内	6万9,166円以内
夫婦+子1人	14万0,333円以内	9万2,500円以内
夫婦+子2人	17万5,333円以内	11万5,833円以内
夫婦+子3人	20万8,666円以内	13万9,166円以内
夫婦+子4人	24万1,999円以内	16万2,500円以内
夫婦+子5人	27万5,333円以内	18万5,833円以内

※給与収入＝控除前の総支給額
 ※事業所得＝必要経費控除後の額
 ※家族構成(例)のうち、配偶者の収入が年間103万円(所得48万円)を超える場合は、表内の家族構成に含めることはできません。

給付金支給要件確認フローチャート

※このフローチャートは、給付金の支給要件を確認するための目安として作成したものです。例外もありますので、申請についてわからないことがありましたら、子ども幸福課 ☎(23)8932 までお問い合わせください。



- 必要書類
- ①本人確認書類の写し
 - ②受取口座を確認できる書類の写し
 - ③令和4年1月以降の給与明細書や年金振込通知書などの収入額がわかる書類
※家計急変該当の方のみ
- 申請期限…令和5年2月28日☎まで

【ひとり親世帯の方】

●支給額…児童1人当たり5万円

対象者	申請方法および支給日
①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	申請手続不要 令和4年6月30日⑥に児童扶養手当口座に支給済みです。
②公的年金などの受給により、児童扶養手当の支給を受けられない方	申請手続必要 申請を行った翌月25日に給付金を支給します。 ●必要書類 ①本人確認書類の写し ②受取口座を確認できる書類の写し ③収入が減少した月の給与明細書や年金振込通知書などの収入額がわかる書類 ※家計急変該当の方のみ ●申請期限…令和5年2月28日④まで
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同等の水準となった方	

※申請方法などの詳細は、市ホームページまたは子ども幸福課でご確認ください。

※低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、対象児童1人につき1回限りとなります。ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分の重複受給はできませんのでご了承ください。



新型コロナウイルス感染症の影響による
国民健康保険税の減免について

問 国保年金課 **本** 2階 TEL (23) 1120

新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者(世帯主)の収入減少などにより、国民健康保険税の納付が困難になってしまった世帯に対し、令和4年度も国民健康保険税の減免を行います。

【減免の基準・減免内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
→ **保険税を全額免除**
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入減少が見込まれ、以下の全てに該当する世帯
 - ・主たる生計維持者(世帯主)の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて3割以上減少すること
 - ・主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ・主たる生計維持者(世帯主)の収入減少が見込まれる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

→ **保険税の一部を減額**

※申請にあたっては、収入を証明する書類(帳簿や給与明細書など)が必要です。

【減免額の計算方法】

①対象保険税額 × ②減免または免除の割合 = 保険税減免額

①対象保険税額 = A × B / C	主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得金額	減免割合(②)
A: 保険税額	300万円以下	全部
B: 主たる生計維持者(世帯主)の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額	400万円以下	10分の8
C: 主たる生計維持者(世帯主)および同世帯の国保加入者全員の前年の合計所得金額	550万円以下	10分の6
	750万円以下	10分の4
	1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者(世帯主)の事業などの廃止や失業の場合は、前年の合計所得にかかわらず、対象保険税額を全額免除。

【減免対象となる保険税】

・令和4年度分であって、令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

※申請方法などについては、7月15日⑤に発送される国民健康保険税納税通知書がお手元に届いてからお問い合わせください。詳細は、市ホームページをご覧ください。



介護保険は社会全体で支える仕組みです

問高齢者幸福課

本3階

TEL(23)8678

65歳以上の方が納めている介護保険料は、介護が必要な方への介護サービス費用として大切な財源となっています。誰がいつ介護が必要となるかわかりません。そのため社会全体で支える制度となっています。制度の趣旨にご理解をお願いします。令和4年度の介護保険料は7月に個別に郵送でお知らせします。

●介護保険料の納め方

▶特別徴収(年金から天引き)

年額18万円以上の老齢年金、遺族年金、障害年金

などを受給している65歳以上の方は、原則、年金から天引きされます。

▶普通徴収(納付書払い)

65歳到達間もない方や、介護保険料の段階が年度途中で変更になった方、他の市町村から当市へ転入された方などは、市が送付した納付書で納める(普通徴収)方法となります。

※保険料が完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

《 介護保険 Q & A 》

Q 介護保険料はいつから納めるの？

A 40歳になった月から納めることとなります。40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。65歳からは、個人ごとに介護保険料を市へ納めることとなります。

Q 65歳の誕生日を迎えた人の納付は？

A 65歳になった方や、他市町村から転入された方などは、年金からの天引き(特別徴収)の条件が整うまでは納付書で納める(普通徴収)こととなります。

Q 納める方法は選べるの？

A 介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、自分で納め方を選択することはできません。

Q 年金から介護保険料を天引きされていたのに、途中から天引きされなくなったのはどうして？

A 次のような場合、年度の途中で保険料の年金天引き(特別徴収)が中止となり、納付書で納める方法(普通徴収)になります。

*年度途中で介護保険料額や年金受給額が変更になった

*年金を担保に融資を受けた など

Q 介護サービスを利用しなくても保険料は納めなければならないの？納めた保険料は返してもらえるの？

A 保険料は、介護サービスにかかる費用を賄う大切な財源となっています。このため、介護サービスを利用しなかったという理由では、介護保険料をお返しすることはできません。介護保険は助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。

Q 保険料を滞納するとどうなるの？

A 特別な事情がないのに保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際に次の措置を受けることがあります。

*1年以上滞納すると、費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。

*1年6か月以上滞納すると、費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなり、なお滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。

*2年以上滞納すると、未納期間に応じ、自己負担が3割または4割に変わります。また高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響で給与収入や事業収入が減少した場合、保険料納付の猶予や減免の制度はありますか？

A 一定の条件を満たす方へは、保険料納付の猶予または減免の制度があります。詳細は上記へ問い合わせください。

DV
相談ナビ

はれれば
#8008

ひとりで悩んでいませんか？

配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

ひとりで悩んでいませんか？

DV相談ナビ

相談専用電話番号

#8008

DV相談ナビ【TEL #8008】は、配偶者やパートナーからの暴力(DV)に悩んでいる方の、相談窓口です。最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

※ご利用には通話料がかかります。

※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

※一部のIP電話などからはつながりません。

問政策推進課 本6階 TEL(23)8715